



3 いじめの防止等の取組

いじめの未然防止のための取組

○学校と地域が協働して、教育活動全体を通じて、全ての生徒が安心でき自己有用感や達成感を感じられる学校生活づくりに組織的に取り組む。

1. 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり、学級づくり

- ・生徒同士のかかわり合いを取り入れた「わかる授業づくり」
- ・一人一人を大切に「学級づくり」
- ・「こころ♡ほっとタイム（スリンプル・プログラム）」を通した、強い個や自尊感情の育成

2. 命や人権の尊重、豊かな心の育成

- ・人権教育、道徳教育の充実（命の大切さを学ぶ教室、人権標語、少年の主張発表会等）
- ・体験活動の充実（職場体験、福祉体験、地域や保護者との連携、異学年との交流）
- ・特別な支援を要する生徒に関わる理解を進める教育
- ・「いじめの四層構造」の理解と「傍観者（黙認）」、「観衆（是認）」を生み出さない指導

3. 生徒会活動の充実

- ・リーダーの育成と生徒の自治活動の活性化（こころ♡ほっと運動の実施）

4. 情報機器の適切な使い方、画像等の拡散の危険性の指導

- ・ネットのルールとマナーの指導（講演会、学級指導）
- ・画像や動画の拡散の被害者、学校、家庭、地域社会への影響、法的責任問題への発展の危険性の指導
- ・保護者への啓発（メディアコントロールウィーク、PTA会合等）

5. ストレス等への対応

- ・相談体制の周知とスクールカウンセラーとの連携
- ・心のケアに関する教職員研修

6. 取組の見直しと充実

- ・「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」等を活用し、自己評価をしながら充実を図る。
- ・学校評価、教員評価での評価を行い、取組の改善を図る。

7. 特別な支援や配慮が必要な生徒への理解、対応

- ・発達障がいを含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒、外国人の生徒、LGBTQ の生徒、東日本大震災や原子力発電所事故で被災・避難した生徒等に適切な支援と周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめの早期発見

○日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努め、小さな変化を敏感に察知し、生徒や学級の様子を定期的に把握する。

○些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、また対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを対策委員会に報告・相談する。

1. 日々の観察

- ・朝の健康観察や授業、休憩、給食、清掃、部活動、放課後等の雑談の機会等に、生徒の様子に目を配る。

2. 実践ノートでの交流

- ・日々の記載から生徒の様子をつかむ。気になる点は迅速に対応する。

3. 教育相談

- ・学期に1回ずつ、教育相談週間（10日程度）を設け、全員の生徒と面談する。

4. アンケートや調査

- ・アンケート Q1 や生活振り返りアンケート（教育相談前）から生徒の実態を把握する。インターネットを介したいじめについてアンケートを実態把握に役立て迅速に対応する。

5. 部活動顧問との情報交換

- ・学校生活では見ることができない一面を模索し、生徒理解や適切な指導に努める。

6. 相談機関や相談電話の紹介、案内

- ・市の「いじめホットライン」を含む相談機関や相談電話の紹介や案内によって、校内に限らずいじめの訴えを幅広く捉える。

